

厚木市未来・図書館管理運営方針（案）に対するパブリックコメント実施要領

1 目的

現在整備を進めている図書館機能、未来館機能及び連携機能を有する厚木市未来・図書館の供用開始に当たり、提供サービスや管理運営体制、開館時間などの運営条件等の方向性を示す管理運営方針を策定するに当たり、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り意見を反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市未来・図書館管理運営方針（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（6月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（6月15日から）
- (3) 厚木市 LINE 公式アカウントによる発信

4 管理運営方針（案）の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で6月15日から7月16日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は中央図書館（電話 046-223-0033）に連絡してください。

- (1) 中央図書館（厚木シティプラザ2階・4階）
- (2) 市役所第二庁舎3階市民協働推進課
- (3) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (4) 各公民館・地区市民センター及び上荻野分館
- (5) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (6) 保健福祉センター
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 神奈川工科大学厚木市子ども科学館
- (9) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/chuotoshokan/2/47233.html>

5 意見等提出期間

令和7年6月15日（日）から7月16日（水）まで

※ 郵送の場合は、7月16日までに必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人又は法人その他団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

https://dshinsei.ekanagawa.lg.jp/142123u/offer/offerList_detail?tempSeq=9

7740

- (2) 意見提出用紙を持参する。

ア 厚木シティプラザ4階 中央図書館事務室へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 中央図書館
- (オ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

- (3) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511 厚木市市民交流部中央図書館宛て

- (4) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-223-3183

- (5) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 9000@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市未来・図書館管理運営方針（案）パブリックコメン

ト意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市未来・図書館管理運営方針の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。